

静スポ協ス少第 58 号
令和 3 年 9 月 10 日

各市町スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人静岡県スポーツ協会
静岡県スポーツ少年団
本部長 海野 和雄
〔 公 印 省 略 〕

本県の緊急事態宣言延長に伴うスポーツ少年団活動について（お願い）

日ごろ、本会の事業に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

ご承知の通り、本県に発令中の「緊急事態宣言」が 9 月 30 日（木）までに延長されることとなりました。

このことに伴い、8 月 20 日付けでお願いしました、緊急事態宣言中の対応につきまして、引き続き下記のとおりお願いするとともに、貴市町スポーツ少年団所属の単位団関係者へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 措置を実施する機関

令和 3 年 8 月 20 日（金）から同年 9 月 30 日（木）まで

2. 緊急事態宣言中の対応について

(1) 県スポーツ少年団の主催又は共催事業

中止又は延期とします。

(2) 市町スポーツ少年団の主催又は共催事業

所属市町の対応方針により、市町スポーツ少年団において対応をお願いします。

(3) 単位団活動

所属市町の対応方針及び、利用施設の指示に応じて、各団で対応をお願いします。

活動する場合は感染症対策を徹底してください。

公益財団法人静岡県スポーツ協会
静岡県スポーツ少年団
担当 山下 宇光
TEL：054-265-6464